

平成28年度 国内需要安定化事業 季節キャンペーン
旅行会社造成担当・窓口担当招聘事業 実施要綱(旅行会社用)後期 追加募集

制定日 平成29年1月4日

1. 目的

この要綱は、沖縄県の委託を受け、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下「OCVB」という。)が実施する「旅行会社造成担当・窓口担当招聘事業(以下「招聘事業」という。)」について、旅行会社に助成金を交付するための必要な事項を定める。

季節キャンペーンでは、季節ごとの沖縄の魅力を発信し新たな客層の定着化を図る「旬香周島おきなわキャンペーン」を展開している。

招聘事業は、この季節キャンペーンと連動し、夏期(7-9月)、秋期(9-12月)、冬期(12-2月)、春期(2-6月)について、観光客ターゲット(家族、学生、女子、アクティブシニア、三世代)を設定し、旅行会社造成担当(企画担当含む)及び窓口担当(販促・販売関係担当含む)を招聘し、質の高い商品造成及び販売促進については、入域観光客数及び観光収入の増大に繋げる。

2. 事業内容

招聘事業の主な内容は、以下の通りとする。

- (1) 招聘事業の対象地域は「沖縄本島」及び「宮古諸島」とする。
- (2) OCVB 主導のもと、沖縄本島及び宮古諸島における各地域の観光協会・観光関連団体・行政機関等、旅行会社を受け入れる団体(以下「ホスト」という。)が主体となり、旅行会社の造成担当・窓口担当(以下「ゲスト」という。)を招聘し、原則として次期の旅行商品の造成及び販売促進並びに観光資源の周知を図る。
- (3) 招聘内容は、ホストが申請した観光コンテンツ(指定コース及び体験メニューリスト)を OCVB が総括及び精査した後、観光協会等の担当者が招聘対象者を案内(指定コースは必須)する。
 - ア 「指定コース」を参照
 - ※原則として、2 日目以降は、「指定コース」の中から1コース以上選択する。
 - イ 「体験メニュー」を参照
 - ※「体験メニュー」から任意選択とする。
 - ウ 「ちゅら島沖縄観光タクシー」の利用を期間中 1 日以上組み込む。
 - ※離島コースを選択した場合は、この限りでない。
 - 参考「ちゅら島沖縄観光タクシー」:<http://jinzai.ocvb.or.jp/jinzai/taxi.html>
- (4) ゲストは、指定コース及び体験メニューリストより検討し企画書(様式 5~7)を作成する。
- (5) ゲストは、旅行商品としての改善点等を分析し、招聘実施期間中に三者(ゲスト、ホスト、OCVB 事務局)での意見交換を行う。
- (6) ゲストは、招聘事業実施後、30 日以内に別添の報告書(様式 8、9)を提出すること。

3. 事業関係者

招聘事業の事業関係者は、以下の通りとする。

- (1) 事務局の運営 : OCVB
- (2) 指定コース及び体験メニューリストの申請 : ホスト

(3) 企画書の申請 : ゲスト

4. 事業概要

- (1) 事業名 : 「季節キャンペーン旅行会社造成担当・窓口担当招聘事業」
 (2) コンセプト : 「黄金時間(くがにじかん)を設定した本物の旅または上質な旅」(参照:別添資料)
 (3) 招聘対象者が申請できる経費 : 申請額の上限および内訳は、下表のとおりとする。

申請対象経費	上限額	備考
指定コース及び体験メニューリスト企画	本島	¥600,000/企画 1グループ4名、3泊4日の場合
	島	¥500,000/企画 1グループ4名、2泊3日の場合
	の	¥150,000/人 3泊4日の場合
	み	¥125,000/人 2泊3日の場合
	本島	¥700,000/企画 1グループ4名、3泊4日の場合
	+	¥600,000/企画 1グループ4名、2泊3日の場合
	離島	¥175,000/人 3泊4日の場合
	島	¥150,000/人 2泊3日の場合

内訳 :

①航空賃	普通運賃	※発地・時期により変動可
②宿泊費	¥9,800/泊	※OCVB旅費規定による
③食体験メニュー費 (※アルコール類を除く)	昼食 : ¥2,000/日 夕食 : ¥3,000/日	※但し、「指定コース」「体験メニュー」に記載されている施設、若しくは下記の「おきなわ食材の店」より選択する。 「H27おきなわ食材の店小冊子_地区別.zip」 http://www.okireci.net/shops/

* 下記の費用は、一人当たりの上限額から①～③の合計額を引いた残額内で配分調整できるものとする。

- ・ 移動費 (沖縄本島及び離島内の移動に限る) レンタカー、バス、観光タクシー、ゆいレール 等
- ・ ランド費 (指定コース、体験メニューリスト)
- ・ 雑費 (ガソリン代、駐車場代 等)

* 企画書の申請に伴う注意事項

- ・ 参加者は造成担当より1名以上、窓口担当より1名以上、合計2名以上とし、1名(担当兼任)のみの参加や、造成または窓口担当のみでの参加は不可とする。
- ・ 離島のための企画は不可とする。
- ・ 上表の経費は、すべてゲストの立替払いとする。
- ・ 上表の航空、宿泊、指定コース、体験メニュー、移動手段等について、ゲストが手配すること。
- ・ 上表金額には、消費税及び地方消費税を含まない。
- ・ 当事業の予算状況によっては、申請額が上限を下回ることもある。

5. 招聘対象者の申請条件

ゲストの申請条件は、次の要件をすべて満たす旅行会社とする。

- (1) 第1種旅行業または第2種旅行業を有すること。
- (2) 平成28年12月14日現在までに、沖縄県内に本社、支社またはグループ企業等を有する法人であること。またはOCVB東京事務所から推薦された沖縄県への送客実績を有する法人であること。

- (3) 申請事業者役員に次のいずれかに該当するものが含まれていないこと。
- ア 破産者で復権を得ない者。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」と略記)。
- (4) 暴力団の構成員等の統制の下にない事業者。
- (5) 招聘事業を運営するにあたって、必要に応じて事務局と速やかに連携を行うなど、事業を円滑に履行することができる体制が整備されていること。

6. 事業スケジュール

(1) ゲスト選定の日程

ア 企画書(様式5、6、7)の提出期日/平成29年1月27日(金)

※代表印を押印した原本を送付する事

※提出先/〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター2F

一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー

国内事業部 国内プロモーション課 東口、備後、園部 宛

※お問合せ 電話:098-859-6125 FAX:098-859-6221 [E-mail : agt@ocvb.or.jp](mailto:agt@ocvb.or.jp)

イ 企画審査会開催予定日 : 平成29年1月下旬

※提出期日より前に応募があった場合は、随時、審査を行う。

ウ 企画決定通知予定日 : 平成29年1月下旬

※提出期日より前に応募があった場合は、随時、決定の通知を行う。

(2) 招聘事業実施の日程(前期)

ア 招聘事業実施期間:平成29年1月4日(水)～平成29年2月28日(火)

※実施決定コースごとに実施日程は異なる。

イ 報告書提出日:ゲストは招聘実施後、30日以内に報告書(様式8)と精算書(様式9)を提出すること。

7. 審査

(1) 申請された企画書に対し審査を行い、招聘対象者を選定する。選定の基準は、行程内容、送客実績や目標、参加者の実務経歴など。なお審査結果についての質問は一切受け付けない。

(2) 審査結果通知予定日:平成29年1月下旬

※提出期日より前に応募があった場合は、随時、決定の通知を行う。

8. 決定後の変更申請について

事業者が決定通知後に何らかの事情によりやむを得ず申請を辞退及び企画内容を変更する場合は、変更・辞退承認申請書を速やかに提出し、OCVBの承認を受けること。

9. 申請額の確定について

報告書を受理した日から 30 日以内にその交付すべき申請額を検査・確定し、その旨招聘対象者へ通知する。ただし、すべての経費において報告書を検査した結果、招聘事業に使用した経費と確認できない場合、申請額は支払わない。

10. 支払い

OCVB は確定額について、事業者から提出された請求書に基づき、請求日から 30 日以内に事業者が指定した金融機関の口座へ振込むものとする。

11. その他留意事項

- (1) 応募書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とする。
- (2) 提出された応募書類は、返却しない。
- (3) OCVB は、必要に応じて委託事業者に対し現地への実地検査を行うことができる。
- (4) 本事業に係る経理について、報告書及び証憑類は一般事業と区別して整理保存し、事業年度終了後5年間(平成 29 年 4 月～平成 34 年 3 月末迄)保存することを義務とする。
※証憑類の原本は、事業者が保管し、原本のコピーを OCVB へ提出すること。
※「証憑類」とは、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類(見積書、納品書、請求書、領収書、根拠資料等)のことを指す。
- (5) OCVB は、契約後、事業者がこの実施要綱の規定に違反したとき、申請書等の提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき、もしくは OCVB が求める報告書・証憑類等を提出しないときは、助成金の交付確定を取り消し、既に交付した助成金の全額または一部を返還させることができる。
- (6) この実施要綱に定めのない事項については、沖縄県と OCVB が協議をして決定する。

【問い合わせ先】

一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー
〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄1831-1 産業支援センター2F
国内事業部 国内プロモーション課
担当:東口、備後、園部
TEL:098-859-6125 FAX:098-859-6222 E-mail:agt@ocvb.or.jp

【企画推薦】

一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー 東京事務所
〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1東京交通会館3階
担当:金城、屋宜
TEL:03-5220-5311 FAX:03-5220-9720 E-mail:tokyo@ocvb.or.jp

附 則

この実施要綱は、平成29年1月4日から施行する。